

○国土交通省告示第七百五十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成二十七年国土交通省告示第百八十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十条第一項第二号に掲げる建築物（高さが三十一メートル以下のものに限る。）が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

二 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 前号イ及びロに定める基準に該当するもの
ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる

改正前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第二号に掲げる建築物（高さが三十一メートル以下のものに限る。）が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

（新設）

構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(i)及び(ii)に該当するもの

(i) 令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(ii) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規定を満たすもの

三

地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす場合にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 第一号イ及びロに定める基準に該当するもの

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(i)及び(ii)に該当するもの

(i) 令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(ii) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロ(2)の規定を満たすもの

四

高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物が令第

（新設）

（新設）

三章第一節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、当該建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす場合にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 第一号イ及びロに定める基準に該当するもの
ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

五

法第二十条第一項第三号に掲げる建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 第一号イ及びロに定める基準に該当するもの
ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

二

建築基準法第二十条第一項第三号に掲げる建築物が令第三章第一節から第七節の二までの規定に適合する場合にあつては、次のイ又はロに該当するもの

イ 前号イ及びロに定める基準に該当するもの
ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(2) (1)の規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。